

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市羽沢二丁目五七四番一 地先から同市羽沢二丁目五七四 番一地先まで		区 間
一〇・〇〇〇 一四・八〇	一〇・〇〇〇 一〇・一〇	敷地の幅員 (メートル)
八・二〇		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考